

著作権を活用した冒認商標対策と模倣品  
対策を中心に

馮超 シニアパートナー/弁護士  
泰和泰(北京)法律事務所

## 著作権を活用した模倣品対策

模倣行為の取締に関する法律

- 商標法
- 特許法
- 反不正競争法
- 著作権法
- 民法典

法律	権利の内容	登録の有無	期限	保護範囲と特徴	特徴	法的責任
商標法	商標権	登録が必要	10年/更新可能	<p>第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合、いずれも登録商標専用権の侵害に該当する：</p> <p>(一) 商標登録者の許諾を得ずに、<b>同一の商品</b>にその登録商標と同様の商標を使用すること。</p> <p>(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は<b>類似の商品</b>にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。</p> <p>(三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。(四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。(五) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。</p> <p>(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。</p>	商品の同一又は類似（馳名商標を除く）	民事 行政 刑事
専利法	意匠権	登録が必要	15年/更新不可	<p>第十一条 発明及び実用新案の特許権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずにその特許を実施してはならず、即ち生産経営を目的としてその特許製品を製造、使用、許諾販売、販売、輸入してはならず、又はその特許方法を使用し、及び当該特許方法により直接獲得した製品を使用、許諾販売、販売、輸入してはならない。</p> <p>意匠特許権が付与された後、如何なる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならず、即ち生産経営を目的として、その<b>意匠特許製品</b>を製造、販売、輸入してはならない。</p>	製品の同一又は類似	民事 行政
反不正競争法	一定の影響のある包装装飾	不要		<p>第六条 事業者は、次の各号に掲げる<b>混同行為</b>を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせてはならない。</p> <p>(1) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用する。(2) 他人の一定の影響力のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する。(3) 他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する。(4) 他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。</p>	商品の同一又は類似	民事 行政
著作権法	著作権	<b>不要（登録可）</b>	<b>生涯+50年</b>	<p>第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>三、実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報</p>	<b>商品種類の制限はない</b>	<b>民事 行政 刑事</b>

## 著作権を活用した模倣品対策

### Conde Nast v. 吕飏、蔻姿公司等

背景：

コンデナスト・パブリケーションズ（Condé Nast Publications Inc）は米国ニューヨーク市に本社を置く国際ジャーナル出版グループである。『The New Yorker』、『Vogue』、『GQ』、『Vanity Fair』、『Conde Nast Traveler』、『Wired』などの有名雑誌を持つ。1908年にコンデ・ナスト氏が米国で設立。

コンデナスト（Conde Nast）は、最も精巧で影響力のある雑誌を出版することで知られている。コンテンツのオリジナリティと卓越した品質を一貫して追求してきたことで、同社は100年以上にわたって雑誌業界のトップに君臨してきた。コンデナストは現在も高い基準を持ち、新紀元の革新と創造に取り組んでいる。コンデナストグループは、世界6大陸にまたがり、21の国/地域で120の雑誌と61のウェブサイトを運営し、1.2億人以上の高品質雑誌の読者と600万人のネットユーザーに影響を与える。『GQ』誌は『ジェントルマンズクォーターリー（Gentleman's Quarterly）』とも呼ばれ、世界で最も影響力のある男性誌の一つで、全世界で数十年にわたって売れており、しかもすでに中国を含む世界16の国と地域でローカル版が出版・発行されており、世界主要国の男性ファッション雑誌の販売トップを保持し、各国の年間最優秀雑誌のトップに何度も輝いている。

1931年、ニューヨークのファッション商人たちは、男性ファッションを広めるために世界初の男性向けファッション誌『Apparel Art』を出版した。

1958年、『Apparel Art』は正式に『GQ』に改名。 Gentleman's Quarterly 。

1981年、月刊誌に変更。

2009年、米コンデナストグループと中国新聞社傘下の『智族』雑誌社が中国語版『智族GQ』を創刊

『GQ』誌は長期的に男性のファッション生活、仕事用品の宣伝、普及と展示に従事し、男性の仕事と生活用品の分野、特に男性の化粧品、コンドーム、衣類などの生活用品の方面で同様に高い知名度と影響力を持っている。

## 著作権を活用した模倣品対策

### 原告であるコンデ・ナストが登録した商標

番号	種類	登録番号	図案	出願日	登録日	商品役務
1	16	797445		1994/03/11	1995/12/07	男性向け雑誌
2	18	1003139		1995/10/31	1997/05/14	靴、旅行用靴等
3	14	1069560		1995/10/31	1997/08/07	宝飾品及び装飾針等
4	41	1155894		1997/04/04	1998/02/28	電子出版物の出版サービス
5	9	1189453		1997/04/04	1998/07/07	眼鏡等
6	42	3835508		2003/12/09	2006/05/14	服飾デザイン、服飾コーデ ィネート（服飾デザイン） など

# 著作権を活用した模倣品対策

## Conde Nast v 吕飏、蔻姿公司等

- 無断でその生産・販売をしていた「洗顔料 (0301)、スキンケア製品 (0306)、化粧品 (0306)、保湿クリーム (0306)、香水 (0306)、コンドーム (1006)、雑誌 (1606)、宝飾品 (1403)、服装 (2501)」等の権利侵害商品に原告が著作権を有するGQ美術作品を使用し、[www.gq.cn](http://www.gq.cn)、[www.gqman.cn](http://www.gqman.cn)等の権利侵害ドメイン名にリンクされたウェブサイト、WeChat公式アカウント「GQ男士網」、weiboアカウント「GQ男士網官博」等のルートを通じて、その権利侵害製品について宣伝を行った。
  - 無断でその抜け駆け登録した[gq.cn](http://gq.cn)、[gqman.cn](http://gqman.cn)ドメイン名を使用し、かつドメイン名に対応するウェブサイトの関連ページに係争のGQ美術作品を使用した。今日头条アカウント「GQ男士網」関連ページにGQ美術作品を無断使用
- 吕飏は商標の抜け駆け出願を根拠として、訴訟を通じて別の抜け駆け出願者からドメイン名[www.gq.cn](http://www.gq.cn)を取得した
- 無断で今日头条のアカウント「GQ男士網」を通じて原告が著作権を有する文章、画像を大規模に盗作。

# 著作権を活用した模倣品対策

| 时尚报道 | 国际奢华大牌GQ开卖安全套，杜雷斯等一线品牌面临强势挑战。

今日头条 GQ男士网 2018-10-24

前言：GQ今年颠覆了我们对时尚奢侈产品的认知，虽然还是保持着一贯的潮牌特性，其时尚设计风格仍然广受追捧。但本次这款GQ产品即不是引领时尚的潮流杂志，也不是潮流生活的化妆护肤品，而是.....安全套。奢侈品专柜居然开卖安全套。这个颇具时尚特色的两字母图案正是GQ的醒目标志。谁能想到以奢侈男士品牌著称的GQ居然开卖安全套？实在是令人好奇。



GQ: 全球具影响力的男士时尚品牌

下午2:08

Q GQ男士网

取消

全部 商品 公众号 小程序 文章 百科

GQ男士网 - 公众号

更多 >



GQ男士网

qq作为时尚奢华的男士顶级高端定制精油护肤品牌，它所传递的有型有款的品味生活...

GQ男士网推荐：好色的男人才是好男人！



在许多女人眼里,好色肯定是个贬义词!其实女人们不要把男人好色当成一件可怕的事... MrK 2014-8-23

GQ男士网 - 小程序



qq男士网

GQ所传递的有型有款的品味生活，已成为一种风尚。它能渗入肌肤，渗入每一个细胞，... 广州蕊姿贸易有限公司

GQ男士网独家专访韩庚



qq男士网独家专访了前来看秀的韩庚,他和我们分享了自己的时尚理念以及最新工作... GQ实验室 2014-4-22

寻人 | GQ男士网招贤纳士

GQ男士网招聘职位:时尚编辑(正式编制)工作

GQ杂志

由美国康泰纳仕集团出版的GQ杂志在美国畅销50年风靡英国20年，遍布全球16个国家和地区，蝉联英、美、法、意、德等多个国家同类男性杂志销售冠军，多次荣登欧美杂志年度最佳荣耀。



▲ GQ封面人物包括美国总统奥巴马、前微软总裁比尔盖茨、俄罗斯总统普京、贝克汉姆.....

GQ中国版每期封面人物都是邀请当前媒体焦点的一线明星及风云人物，每期封面人物的推出都能引发成为时尚界的最热话题。

每年1-2位一线明星及媒体热点人物代言GQ品牌

# 著作権を活用した模倣品対策

## GQ杂志

由美国康泰纳仕集团出版的GQ杂志在美国畅销50年风靡英国20年，遍布全球16个国家和地区，蝉联英、美、法、意、德等多个国家同类男性杂志销售冠军，多次荣登欧美杂志年度最佳荣耀。



▲ GQ封面人物包括美国总统奥巴马、前微软总裁比尔盖茨、俄罗斯总统普京、贝克汉姆.....

GQ中国版每期封面人物都是约请当前媒体焦点的一线明星及风云人物，每期封面人物的推出都能引发成为时尚界的最热话题。

每年1-2位一线明星及媒体热点人物代言GQ品牌





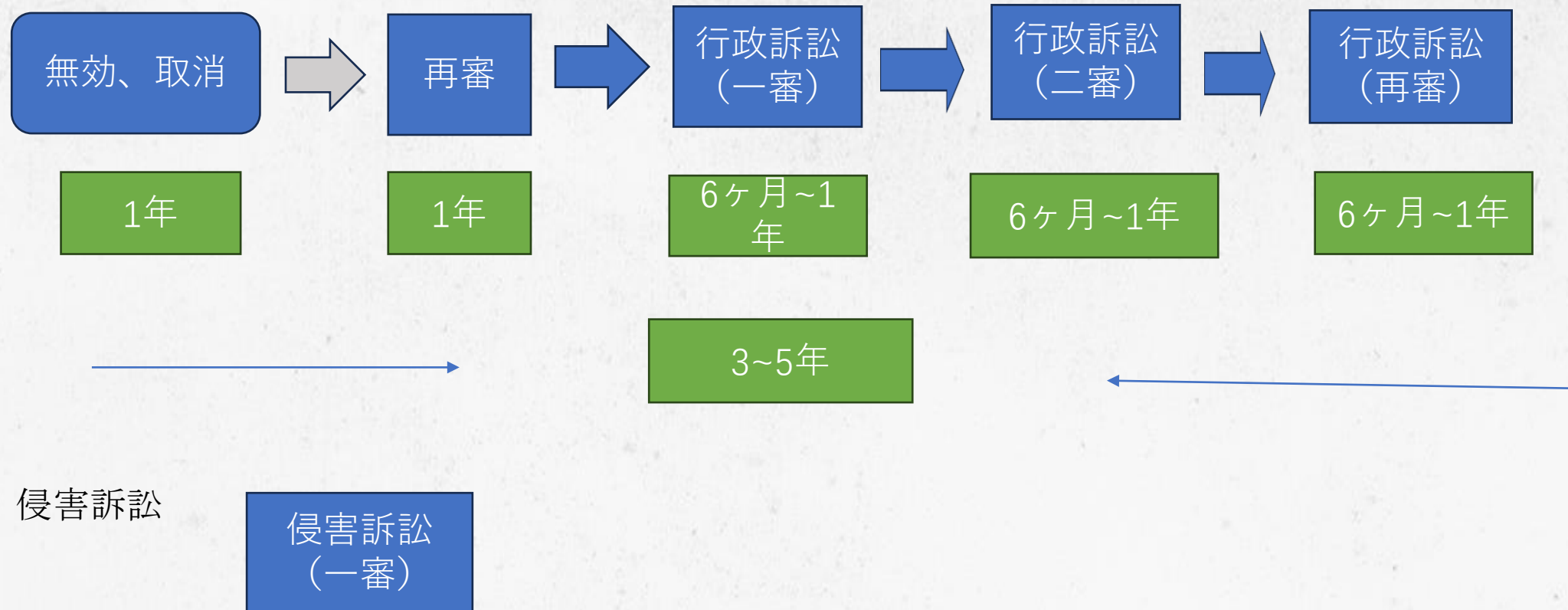
## 著作権を活用した模倣品対策

被告呂飆が抜け駆け出願した商標は主に3類（化粧品）  
10類（コンドーム）等に集中

4022092	<b>GQ</b>	3	呂飆	洗淨剤；アロマオイル；香	0302:0305:0308	2004/04/19	2006/10/21	2007/01/21	三年間不使用の取消審判/無効宣告審判中
12143467	<b>GQ</b>	3	呂飆	空気芳香剤；アロマオイル	0310:0308:0305	2013/02/04	2014/12/20	2016/08/21	三年間不使用の取消審判/無効宣告審判中
18177676	<b>GQ</b>	3	呂飆	動物用化粧品；アロマオイル；洗淨剤	0309:0305:0302	2015/10/28	2016/11/13	2018/04/07	無効宣告行政訴訟の審理中
27722410	<b>GQ</b>	10	呂飆	医療用くん蒸設備；植毛用毛；コンドーム	1001;1007:1006	2017/11/27	2018/11/13		異議申立敗訴、登録の公告後無効提起
27752096	<b>GQ</b>	3	呂飆	洗淨剤；アロマオイル	0302:0305	2017/11/28	2021/01/20		一審公告中
34367522	<b>GQ</b>	5	呂飆			2018/10/30			申請は却下された
37532720	<b>GQ</b>	5	呂飆			2019/04/15			申請は却下された
52775948	<b>GQ</b>	10	呂飆	コンドーム；非化学避妊用具；性玩具；ペッサリー；避妊用具	1006	2021/01/06			実体審査待ち
53476171	娇丽伊儿 GQ GIRL	3	呂飆	乳液，シャンプー，石鹸，洗顔料；洗淨剤；アロマオイル；美容マスク・化粧品・香水	0301:0305:0306	2021/02/01			実体審査待ち

# 著作権を活用した模倣品対策

## 1、一般的な処理方法一



## 著作権を活用した模倣品対策

### 2、一般的な処理方法二

#### • 馳名商標

第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

第十四条 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (二) 当該商標の持続的な使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。

#### • 問題

高難度：外資企業の馳名商標保護件数及び難度


## 著作権を活用した模倣品対策

### 3、私たちの処理方法

- 無効取消：時間的、経済的なコストをクライアントが負担しにくい
- 馳名商標：難易度が高く、使用証拠、知名度が不足している


(1) 著作権侵害及び不正競争の訴え




基準：

1.  著作権法の保護を構成する著作物であり、独創性を有する
2. GQが反不正競争法の保護に該当する一定の影響のある名称、ウェブページの名称及びドメインネーム

## 著作権を活用した模倣品対策

### (2) 難易度と特徴

1.  独創性の立証：難しい！
2. 被告が所有する登録商標：難しい！

4022092		3	吕飏	洗浄剤；アロマオイル；香	0302:0305.0308	2004/04/19	2006/10/21	2007/01/21	三年間不使用の取消審判/無効宣告審判中
12143467		3	吕飏	空気芳香剤；アロマオイル	0310:0308:0305	2013/02/04	2014/12/20	2016/08/21	三年間不使用の取消審判/無効宣告審判中
18177676		3	吕飏	動物用化粧品；アロマオイル；洗浄剤	0309:0305:0302	2015/10/28	2016/11/13	2018/04/07	無効宣告行政訴訟の審理中
27722410		10	吕飏	医療用くん蒸設備；植毛用毛；コンドーム	1001;1007:1006	2017/11/27	2018/11/13		異議申立敗訴、登録の公告後無効提起
27752096		3	吕飏	洗浄剤；アロマオイル	0302:0305	2017/11/28	2021/01/20		一審公告中
34367522		5	吕飏			2018/10/30			申請は却下された
37532720		5	吕飏			2019/04/15			申請は却下された
52775948		10	吕飏	コンドーム；非化学避妊用具；性玩具；ペッサリー；避妊用具	1006	2021/01/06			実体審査待ち
53476171	娇丽伊儿GQ GIRL	3	吕飏	孔液；シヤノナー；石鹸；洗顔料；洗浄剤；アロマオイル；美容マスク；化粧品；香水	0301:0305:0306	2021/02/01			実体審査待ち

## 著作権を活用した模倣品対策

### (3) 争点

#### 1. 著作物の独創性の立証

- 1) 創作過程に関する声明
- 2) 中国商標登録証、米国商標登録証等
- 3) 専門家の意見

北京市高級人民法院の『著作権侵害案件審理指南』（『著作権審理指南』）第2.1条には、原告が主張する著作権の客体が著作物を構成するか否かを審査する際に、一般的に次の要素を考慮すると規定されている：（1）文学、芸術及び科学の範囲内における自然人の創作に属するか否か（2）独創性があるかどうか（3）一定の表現形式を有するか否か（4）複製可能かどうか。

『著作権審理指南』第2.2条には、独創性を認定するには、次の要素を考慮しなければならないと規定されている。一、作者が単独で作成したかどうか、二、表現の配置が作者の選択、判断を反映しているか否かと。そして、表現に独創性があるかどうかの認定はその価値とは関係ないと。

## 著作権を活用した模倣品対策

事件にかかわるGQ美術作品の表現に対する配置は、作者の独特な選択と判断を示している



### (a)事件にかかわるGQ美術著作物についてアルファベットの外形の選択と判断

事件にかかわるGQ美術作品は、英字「G」と「Q」の2つの美術書体からなり、そのアルファベットの外形と輪郭は丸く、穏やかで温厚な雄性を体現している。その線はまっすぐで、剛直な男らしさを体現している。その角がはっきりしていて、はっきりとした個性を体現している。その左右の並びは、穏やかでおおらかな態度を表している。その組み合わせのバランスは、作者のバランスの美しさに対する追求と表現を体現している。比較して見ると、GQ美術作品の中の「G」と「Q」という2つの美術書体のデザインはよく見られる印刷書体と明らかに異なり、他の既存のデザインとも異なる。その外形・輪郭、線、角度、配列、組み合わせなどは特殊な構想、材料選択、設計を経たもので、作者の知的判断と独特の審美的選択を体現している。

### (b)事件にかかわるGQ美術著作物についてアルファベットの組み合わせの選択と判断

本件において、著者は原告が出版発行する男性ファッション雑誌の名称を確定する際に多くの選択肢があり、著者は雑誌の全名称*Gentlemen's Quarterly*を選択することができ、二つ或いは二つ以上のアルファベットの略語を選択することができる。イニシャルを雑誌の名称とすることも、他のアルファベットの略語を雑誌の名称とすることも選択することができる。「G」「Q」の大文字と「g」「q」の小文字のどちらかを選択することができる。

著者が多くの選択肢があり、最終的に「G」と「Q」の大文字の組み合わせを雑誌名に決めたのは、機械的でランダムなものではなく、この組み合わせがより*Gentlemen's Quarterly*男性ファッション雑誌としての中身と特質を具現化されているからだ。著者の独特な知的判断と審美的選択を体現している。

### (c)事件にかかわるGQ美術著作物について「G」、「Q」の2つのアルファベットの配列の選択と判断

「G」「Q」というアルファベットの並び方については、著者はアルファベットの相対的な位置や距離など多くの要素を選択し、判断する必要がある。作者は水平に配置してもよいし、垂直に配置してもよいし、又は一定の角度で配置してもよい、2つのアルファベットを遠くにしてもいいし、又は隣接させたり、重ねたりしてもいい。最終的に、著者は無数の可能な配列の組み合わせ方の中から現在のこのような配列の組み合わせ方を確定して、それによってGQ美術作品の全体のデザインは『GQ』雑誌の代表の穏やかで、温厚で、雄渾で、おおらかな男の品行を反映することができて、著者の独特な知的判断と審美的選択を体現した。

# 著作権を活用した模倣品対策

## 2.権利衝突の問題

### 1) 「偽」権利衝突



最高人民法院が2009年に発表した『現在の経済情勢における知的財産権裁判の大局の若干の問題に関する意見』第10条の規定によると、「登録商標間の権利衝突民事紛争を除き、登録商標、企業名称と先行権利との衝突に関わる民事紛争については、被告が実際に使用する中で登録商標を変更し、又は指定商品の範囲を超えて登録商標を使用した紛争を含め、民事権益紛争に該当し、かつ民事訴訟法に規定された受理条件に合致していれば、人民法院は受理しなければならない」。さらに、「権利侵害で訴えられた商標が人民法院が案件を受理した時にまだ登録されていない場合、いずれも人民法院が法により受理し、審理することを妨げない」。

被告が実際に生産販売した「男性用洗顔料（0301）、男性用スキンケア製品（0306）、男性用化粧品（0306）、男性用保湿クリーム（0306）、男性用化粧水（0306）、香水（0306）、ラベンダー精油（0305）」等の権利侵害製品はいずれも『類似商品及び役務区分表』における第三大類に該当する。

このうち、0305類似群の「ラベンダー精油」という商品を除き、その他の商品は0301及び0306類似群に属しており、呂飏が第3類で登録した第4022092号商標「GQ」及び第12143467号商標「GQ」の指定商品の範囲を超えており、関連登録商標は被告が著作権侵害及び不正競争を実施する正当な理由とすることができず、権利衝突が存在しない。



# 著作権を活用した模倣品対策

## 2、権利衝突問題



### (2) 「真」権利衝突

最高人民法院の2008年の『登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛争事件の審理に係る若干の問題に関する規定』第1条の規定に基づき、原告は他人が登録商標に使用する文字、図形等により、原告の**著作権**、**意匠権**、**企業名称権**などの**先行権利**を侵害することを理由として訴訟を提起し、民事訴訟法の関連規定に合致する場合、人民法院は受理しなければならない。

『最高人民法院による登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛争事件の審理に係る若干の問題に関する規定の理解と適用』によると、このような先行権利には、条文に列挙された著作権、意匠権、企業名称権のほか、反不正競争法に規定された**知名商品の特有の名称**、**包装**、**装飾**、**ドメイン名**またその他の先行権利又は権益も含まれる。

# 著作権を活用した模倣品対策

## 2、権利衝突問題

広東省高級人民法院『(2014) 粵高法民三終字第1099号判決書』に「本件において、王碎永による「ELLASSAY」の使用が不正競争行為を構成するか否かを判断する、信義誠実、公平競争の維持、先行権利の保護などの原則を遵守しなければならない……、形式的合法は実質的権利侵害を覆い隠すことはできず、さらに、不正競争行為が生じ、さらには持続するための「合法的」な根拠となってはならないと判定した。以下のいくつかの構成要件を総合的に考慮しなければならない：第一に、王碎永が「ELLASSAY」を商業的に使用したか否か、第二に、当該商業使用行為に合法的で合理的な根拠があるか否か、即ち、王碎永が「ELLASSAY」を使用していることは主観的にELLASSAY股份有限公司の商業信用に便乗する故意があるか否か、第三は当該使用行為が消費者に混同・誤認を生じさせてるか否か、ELLASSAY股份有限公司の商号等の先行権利を実際に損害している否か」。最終的に、広東省高級人民法院は総合的に商標「ELLASSAY」の顕著性、原告の先行権利状況及び被告の王碎永の不正な便乗行為などを考慮して、被告の王碎永が不正競争に該当すると認定し、被告に「ELLASSAY」の商標及び商号の使用を停止すると、損害賠償を請求した。

最高人民法院再審判決書『(2016) 最高法民申判決書1617号』は「ELLASSAY公司の関連分野での知名度により、王碎永は商標第7925873号の使用において、ELLASSAY公司の商業信用に便乗し、「ELLASSAY」という企業名に便乗する行為が存在する。これにより、関連公衆がその製品とELLASSAYが生産した関連製品との混同と誤認を生じさせた。二審法院は総合的にELLASSAY公司の先行権利状況及び王碎永の権利取得及び権利行使の正当性等の要素を考慮し、王碎永がELLASSAY公司の商号権益を侵害し、不正競争行為があったと認定したが、この認定は不当ではない。」

最高人民法院の前述の関連判決及び司法政策の精神によれば、権利衝突が存在する場合であっても、被告は著作権侵害及び不正競争を構成することができ、権利侵害の停止、損害賠償等の法的責任を負わなければならない。

## 著作権を活用した模倣品対策

原告のGQ美術作品には高い顕著性があり、被訴侵害標識は原告のGQ美術作品と完全に同一であり、偶然とは言い難い。

まず、被告一の呂飆は、2020年5月15日に証拠2であるGQブランド書体デザイン創作過程説明書を提出し、使用する侵害被疑GQ作品の創作過程について解釈しようとした。しかし、実際には、当該証拠の4~5ページ目の被告呂飆がデザインした「G」、「Q」の書体（即ち、既存の印刷書体）と6ページ目に示されたいわゆる最終原稿（即ち、原告のGQ美術作品）との間には依然として大きな違いが存在しており、被告は如何にして上記の違いを解消してGQ美術作品を得るかについて合理的な説明をすることができなかった。

第二に、呂飆のいうデザイン完成の時間は、原告が初めて作品を公開した時間より20年近く遅れており、原告が中国で当該作品に関連する商標（登録番号：797445）の登録を初めて出願した時間よりも8年遅れている。上述の証拠は、呂飆は係争作品の作者ではなく、他人の作品を盗用し、著作権の登記と虚偽の作品創作証拠の提供を通じて、他人の作品の著作権を盗み自分のものにしようとする企てを十分に説明している。

第三に、被告が「 Condom」等の侵害商品に実際に使用している「GQ」標識と、「 Condom」等の商品に登録されている商標第27722410号「GQ」とは一致しない。第27722410号商標「GQ」において、「G」と「Q」の2文字の距離が比較的近く、重なりが比較的多いが、被告が実際に使用したGQ標識において、「G」と「Q」の2文字の間の距離はより大きく、逆に原告のGQ美術作品と完全に同一であり、被訴権利侵害GQ標識が原告のGQ美術作品を剽窃したものであることが明らかになった。



被告使用作品（商標）



被告登録商標



原告登録商標

## 著作権を活用した模倣品対策

被告の行為が原告の合法的権益を侵害したか否かには、一定の影響力を有する商品名「GQ」、一定の影響力を有するドメイン名「gq.com.cn」及び一定の影響力を有するウェブサイト名「GQ男士網」が含まれる

- 一定の影響力を有する商品名「GQ」。

「GQ」は原告が有する一定の影響力を有する雑誌『GQ』及び『智族GQ』の商品名である。また、原告の雑誌『GQ』及び『智族GQ』は長期にわたり男性ファッション・生活用品の宣伝及び展示に従事しているため、「GQ」の商品名の知名度は男性の仕事及び生活用品の分野、特に男性化粧品、コンドーム等の生活用品の分野をカバーしている。

最高人民法院の『不正競争民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』第1条には、人民法院が知名商品を認定する場合には、当該商品の販売期間、販売地域、販売額及び販売対象、いかなる宣伝の継続期間、程度及び地域範囲、知名商品として保護を受ける状況等の要素を考慮しなければならないと、総合的に判断するよう規定している。この司法解釈第2条には、商品の出所を区別する顕著な特徴を有する商品の名称は、反不正競争法第5条第(2)号に規定された「特有の名称」と認定しなければならないと規定されている。

## 著作権を活用した模倣品対策

被告の行為が原告の合法的権益を侵害したか否かには、一定の影響力を有する商品名「GQ」、一定の影響力を有するドメイン名「gq.com.cn」及び一定の影響力を有するウェブサイト名「GQ男士網」が含まれる

(1) 「GQ」は原告の雑誌『GQ』及び雑誌『智族GQ』の名称であり、関連公衆において高い知名度及び影響力を有し、一定の影響力を有する商品名称に該当する。

1) 原告の雑誌『GQ』、雑誌『智族GQ』等の有名商品は発行時間が長く、発行数が多く、発行範囲が広く、業界から広く認められているため、雑誌名『GQ』は中国の関連公衆の間で高い知名度と影響力を得ている。

2) 原告は、街頭広告、ビル広告、地下鉄広告等の方法で雑誌『智族GQ』等の有名商品に対して宣伝・普及を行い、雑誌名『GQ』が中国において高い知名度と影響力を獲得した。

3) 原告はカーニバルの開催、コンサート、記念品の配布等の方式を通じて雑誌『智族GQ』等の有名商品に対して宣伝・普及を行い、雑誌『智族GQ』の知名度及び影響力を更に高める。

4) 原告は著名な映画・テレビスター、社会的に有名な人物を招待して撮影して表紙を飾ったり、GQ Men of the Yearの選定を行うなどの方法で雑誌『智族GQ』に対して宣伝・普及を行い、雑誌『智族GQ』の中国の関連公衆における知名度と影響力をさらに高めた。

## 著作権を活用した模倣品対策

(2) 原告によるGQ美術作品の使用が先行しており、被告は原告がGQ美術作品に対して有する著作権及びその他の先行権利を知っており、又は知っているべきであり、その使用行為には比較的明らかな主観的悪意があり、『著作権法』及び『反不正競争法』の規定に違反している。

被告の住所地は広州に位置し、対外開放・交流が比較的早く、市場経済が比較的発達し、思想観念が比較的開放的な地区に属する。さらに、被告は男性ファッション分野と関連性の強い男性用スキンケア業界にも従事していた。原告のGQ美術作品の男性ファッション分野における知名度及び影響力により、被告は原告のGQ美術作品及びGQ標識を知っており、又は知っているべきであり、原告の関連作品及び標識の知名度及び影響力を狙って悪意で使用及び抜け駆け出願したと推定することができる。

(3) 原告のGQ美術作品のほかに、被告は他人の先行する有名化粧品ブランドを駆け抜け登録し、かつ、他人の有名アパレルブランドをその英文企業名称として使用しており、それが一貫して他人の商業信用に便乗し、ブランドに便乗する主観的故意を有していることを証明した。

ガブリ (GABRY) 17298031 第3類

被告1、被告2はまた、被告2の広州蔻姿貿易有限公司の英文名称を「**Guangzhou Chloe Co.Ltd.**」と翻訳した。「**Chloe (クロエ)**」はフランスで有名なアパレル、靴、バッグブランドの登録商標で、国内外で高い知名度と影響力を持っている。

## 著作権を活用した模倣品対策

### 主な手続き

3回の証拠交換、4回の開廷

2023年6月に勝訴！

海淀区人民法院は法により次の判決を下した：

1.被告の吕飏、広州蔻姿貿易は著作権侵害及び不正競争行為を直ちに停止する

- ① 二被告が著作権侵害行為及び不正競争行為を停止する、即ち被告が生産、販売する男性用洗顔料、保湿クリーム、化粧水、香水等の製品における権利侵害GQ図案の使用を停止する
- ② **被訴GQの図案を載せた商品のインターネット販売における使用を停止する**
- ③ 被訴の3つのサイト、GQ男士網WeChat公式アカウントのアイコン及び投稿文章、weiboGQ男士網公式アカウントのアイコン及び文章におけるGQの図案の使用を停止する

2、連帯賠償200万元

## 2. *The Voice of China*事件

- 2012年、Talpaは燦星に「the voice of」知的財産権を使用し、中国好声音を制作することを許可し、2013~2015に番組は中国で成功を収めた
- 2015年、Talpaとの協議に失敗し、2016年からライセンスがなくなった。燦星は引き続き「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用していた。
- 唐徳会社が介入し、「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用する独占許諾を得た。2016-2020.
- 2016年6月、唐徳は仮差し止め命令を申請した
- 2017年に燦星は番組を「中国新歌声」に改名
- 2018年6月25日、「中国新歌声」を制作した上海燦星制作は公式アカウントで声明を公表し、唐徳が3者和解を公表し、7月13日に放送する「中国新歌声」番組を「中国好声音」に改名することを申請したと伝えた。唐徳影視（300426）と浙江衛星テレビ局の中国藍WeChat公式アカウントが発表した情報によると、『和解合意書』に共同で署名し、各方の「中国好声音」に関連する知的財産権紛争が和解に達し、各方は合意締結後速やかに法的手続の取消申請を提出することを承諾した。



# *The Voice of China*事件

- Talpa Content B.V.,はオランダのテレビ番組の制作を行う会社、「the voice of Holland」「the voice of America」

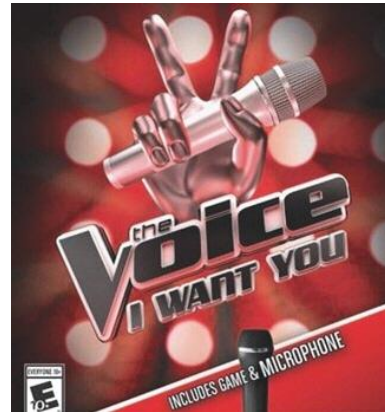
中国では燦星公司に知的財産権を行使し、「中国好声音」番組を制作する権利を授権した



- 2012年、Talpaは燦星に「the voice of」知的財産権を使用し、中国好声音を制作することを許可し、2013~2015に番組は中国で成功を収めた
- 2015年、Talpaとの協議に失敗し、2016年からライセンスがなくなった。燦星は引き続き「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用していた。
- 唐徳会社が介入し、「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用する独占許諾を得た。2016-2020.
- 2016年6月、唐徳は仮差し止め命令を申請した
- 2017年に燦星は番組を「中国新歌声」に改名
- 2018年6月25日、「中国新歌声」を制作した上海燦星制作は公式アカウントで声明を発表し、唐徳が3者和解を発表し、7月13日に放送する「中国新歌声」番組を「中国好声音」に改名することを申請したと伝えた。唐徳影視（300426）と浙江衛星テレビ局の中国藍WeChat公式アカウントが発表した情報によると、『和解合意書』に共同で署名し、各方の「中国好声音」に関連する知的財産権紛争が和解に達し、各方は合意締結後速やかに法的手続の取消申請を提出することを承諾した。

## *The Voice of China*事件

- 北京知識産権法院は法により差止め命令を出し、燦星の「中国好声音」 「*the Voice of China*」の使用を禁止した。



- 2012年、Talpaは燦星に「the voice of」知的財産権を使用し、中国好声音を制作することを許可し、2013~2015に番組は中国で成功を収めた
- 2015年、Talpaとの協議に失敗し、2016年からライセンスがなくなった。燦星は引き続き「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用していた。
- 唐徳会社が介入し、「中国好声音」「*the Voice of China*」を使用する独占許諾を得た。2016-2020.
- 2016年6月、唐徳は仮差し止め命令を申請した
- 2017年に燦星は番組を「中国新歌声」に改名
- 2018年6月25日、「中国新歌声」を制作した上海燦星制作は公式アカウントで声明を発表し、唐徳が3者和解を発表し、7月13日に放送する「中国新歌声」番組を「中国好声音」に改名することを申請したと伝えた。唐徳影視（300426）と浙江衛星テレビ局の中国藍WeChat公式アカウントが発表した情報によると、『和解合意書』に共同で署名し、各方の「中国好声音」に関連する知的財産権紛争が和解に達し、各方は合意締結後速やかに法的手続の取消申請を提出することを承諾した。

# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

### (1) 権利の帰属、原告が適格であるか否か

著作権者：単独で提訴することができる

独占的被許諾者：単独で提訴することができる

一般被許諾者：授権が必要

### (2) 授権チェーンが完全か否か

Conde Nast Publication → Advance 承継関係

Advance → Conde Nast AP 許諾関係

### (3) 著作権が存在するか否か、著作権法の保護に合致する作品に属するか否か

独創性の問題、表現形式の問題、著作権法改正後の新型著作物の認定問題（例：ゲーム著作物、噴水著作物、スポーツ競技中継）

[中国著作権法第三次改正－9年間葛藤の裏とその影響－| ウェビナー/WEBセミナー - 海外ビジネス情報 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

### (4) 訴訟時効

# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

### (5) 権利侵害行為が成立するか否か

著作権法に定める侵害行為の有無

#### 1) 新型権利侵害行為の認定

例：許諾を得ていないeスポーツ中継行為が権利侵害であるか否か

### (6) 専門家の参加と検討判断

#### 1) 情報開示の方法及び範囲

#### 2) 専門家の参加

# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

### (7) 成功事例

事例1、

A社は日本有数の大手電子機械設備メーカーである

有名なソフトウェア会社のシーメンス社から、ソフトウェアの使用について弁護士書簡を送られ賠償を請求された

- 1) 事件の展開：弁護士書簡に実質的な証拠はない
- 2) 証拠保全がない
- 3) 使用が限られる

### 操作

- 1) 法律事務所による書簡・電話交渉への回答代理
- 2) 内部の徹底調査、再発防止
- 3) 既存の侵害ソフトウェアの整理
- 4) 制度設立

結果：これ以上の法的行為は発生していない

# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

(7) 成功事例

### 事例2

日本企業X社は、有名企業である北大方正の書体権利侵害を提起しているという弁護士書簡を受けた。その企業はすぐに私たちのチームに対応を依頼した。

検討した結果、次のような問題を発見した：

### 1、権利基礎

中国の『著作権法実施条例』第2条の関連規定によると、著作権法でいう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野において**独創性**のある、かつ何かの形で再現することができる知的な成果である。上記の規定及び関連する司法実務（添付発効判決を参照）によると、ある書体が著作権法で保護される著作物に該当するか否かを判断するには、その書体が独創性を有しているか否か、すなわち創作者の個性的創造や知的労働を具現化しているか否か、また、既に公有領域に進出している書体と実質的に区別できるか否かが重要である（ライセンス料の徴収の問題もあるので、当該書体も貴社が永久に無料で使用できる書体と実質的に区別されるべきである）。当該書体が公有領域の他の書体と比較して実質的な相違がない場合は、当該書体は独創性を有し、著作権法により保護される著作物を構成するとは認められない。

特に注意すべきなのは、貴社と他の利用者との間で既に発生した書体著作権紛争において、法院は貴社の当該書体が著作権の保護を受けないと判断し、あるいは利用者の使用行為が権利侵害行為に該当しないと判断したことである。



# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

### (7) 成功事例

#### 事例2

##### 1、権利基礎

最高人民法院が審理した貴社がブリザード・エンターテイメント股份有限公司等を訴えた著作権侵害紛争上訴案件（(2010)民三終字第6号）において、最高人民法院は、漢字自体の構造及びその表現形式が一定の制限を受ける等の特徴から、関連コンピュータソフトウェアを使った後に生成された書体が著作権法上の独創性を有するか否かについて、具体的な分析を行った後に判定する必要があると明確に指摘し、これにより貴社の方正蘭亭を含む関連の書体及び関連する複数の書体はいずれも著作権法上の美術作品に該当しないと認定した。

貴社が広州P&G有限公司等を訴えた著作権侵害紛争上訴案件（(2011)一中民終字第5969号）において、北京市第二中級人民法院は、被上訴人P&G社等の関連使用行為が貴社の黙示許諾を得ており、貴社の著作権に対する侵害を構成する可能性はないと判断した。

これにより、貴社の権利基礎は無効又は少なくとも効力未定の状態にあると考え、貴社が権利を主張するとする方正蘭亭黒、方正蘭亭粗黒等の3種類の書体（「係争書体」）が独創性を有し、公有領域の他の書体と比べて実質的な区別があり、それによって中国の『著作権法』上の「著作物」を構成することを証明する効力のある法院判決等の証拠を貴社が提供できなかった場合には、貴社の関連書体が著作権法の保護を受けるという主張を認めることはできない。

# 著作権侵害の賠償を請求された場合の交渉における注意点

## 1. 主な問題の確認

### (7) 成功事例

#### 事例2

事実を確認した結果、貴社が訴えた当方が企業のウェブサイト、製品の包装などで関連書体を使用する行為はいずれも貴社が係争書体の著作権に対する侵害を構成しない。その中で、当方製品の包装上の「XXX」標識に使用される字体は当方のオリジナル書体で既存の書体に属さず、貴社の係争書体とは関連性がない。当方が企業サイトで使用している「YYY」「ZZZ」などの書体はいずれも当方が購入した関連正規デザインソフトウェアの書体で、貴社からの書簡で提示された係争書体と同様に何の関連性もない。

以上のように、貴社は係争書体が中国の『著作権法』で保護される著作物を構成することを証明しておらず、また当方が使用している関連書体が貴社の係争書体といかなる関連関係があることも証明しておらず、貴社の著作権侵害の主張について、当方は認めることがない。

# 広告の審査と委託開発における著作権関係の注意点

## (1) 文字作品の権利侵害問題

### 権利帰属の問題

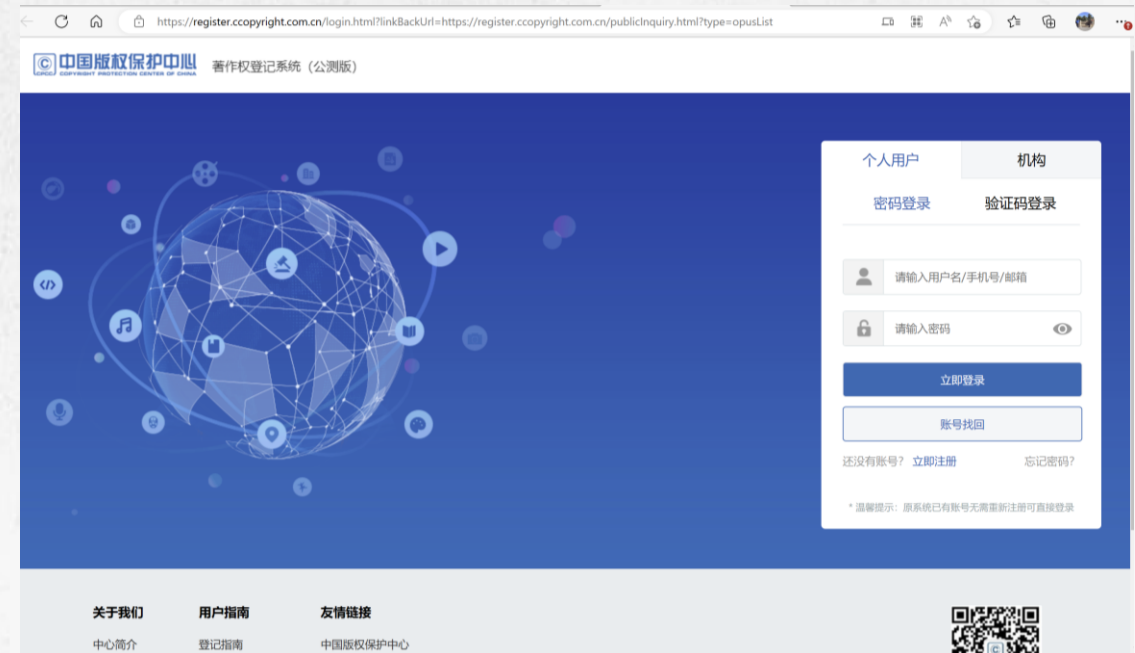
- 著作物の出所、明確な著作者名及び授権の有無
- 職務著作物、特殊職務著作物
- 法人著作物
- 合作著作物

### 侵害問題

## (2) 美術作品、写真作品の権利侵害問題

## (3) 書体の権利侵害問題

- 全体的に権利侵害の認定は否定的傾向であり、すぐに降伏する必要はない
- 慎重な取り扱いを要する



# 広告の審査と委託開発における著作権関係の注意点

## (4) 広告契約の審査

- 1) 権利帰属条項
- 2) 審査義務の設定
- 3) 免責条項

免責条項があれば完全に免責できるのか？

- 4) 知的財産の内容の審査  
著作権、商標、意匠特許等

## ECや公式アカウントの運営に関する問題点

### (1) 内容コンプライアンスの審査

- 1) 権利帰属条項
- 2) 審査義務の設定
- 3) 免責条項
- 4) 知的財産権の内容の審査  
著作権、商標、意匠特許等

### (2) 通知削除ルートを設置

著作権法  
電子商取引法

## 質問事項

1. 最近日系各社は自社のCSRポリシーで模倣品防止の対策を追加することを検討している。そのことにより、会社の責任はどうやって果たすでしょうか？ご見解をお願いします。

Corporate social responsibility Policy 社会的責任政策

- 公司法
- 環境保護法

2.著作権侵害における画像/動画の盗用の権利侵害について、アリババ、京東、拼多多はいずれも原図を提供する必要があり、アリババ、拼多多はメイキング画像の提出も要求しているが、実戦経験の中では、多くのクライアントは原図及びメイキング画像を入手するのは比較的困難であり、このような侵害に対して他にもっと便利な苦情申立の方法はあるのだろうか。

- 著作権法 第11条

著作権は著作者に帰属する。但し本法で別段の規定があればこの限りでない。

著作物を創作した公民を著作者とする。

法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、且つ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。

反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。

- 最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 第7条

当事者が提供した著作権に関わる原稿、原本、合法出版物、著作権登記証書、認証機関が発行した証明書、権利を取得した契約書などは、証拠とすることができる。

# 質問事項

2.著作権侵害における画像/動画の盗用の権利侵害について、アリババ、京東、拼多多はいずれも原図を提供する必要があり、アリババ、拼多多はメイキング画像の提出も要求しているが、実戦経験の中では、多くのクライアントは原図及びメイキング画像を入手するのは比較的困難であり、このような侵害に対して他にもっと便利な苦情申立の方法はあるのだろうか。

## 電子商取引法

第42条 知的財産権利者はその知的財産権が侵害されたと判断した場合、電子商取引プラットフォーム経営者にリンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了等の必要な措置を講じるよう通知する権利がある。通知には、権利侵害に該当する初歩的な証拠を含まなければならない。電子商取引プラットフォーム経営者は通知を受け取った後、直ちにに必要な措置を講じ、当該通知をプラットフォーム内経営者に転送しなければならない。直ちにに必要な措置を講じていなかった場合、拡大された損害に対しプラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。

第9条 人民法院は、ネットワーク利用者による情報ネットワーク伝達権侵害の具体的な事実が明らかであるか否かに基づき、以下の要素を総合的に考慮し、ネットワークサービス提供者が知るべき行為に該当するか否かを認定しなければならない：

- (一) ネットワークサービス提供者が提供するサービスの性質、方式及び権利侵害を誘発する可能性の大きさ、持つべき情報を管理する能力、
- (二) 伝達された作品、実演、録音・録画製品の類型、知名度及び権利侵害情報の明らかであるか否か、
- (三) ネットワークサービス提供者が自発的に作品、実演、録音・録画製品に対して選択、編集、修正、推薦などを行ったか否か、
- (四) ネットワークサービス提供者が積極的に権利侵害防止の合理的な措置を講じたか否か、
- (五) ネットワークサービス提供者が権利侵害通知を受信するための便利な手続きを設置し、権利侵害通知に対して適時に合理的な対応をしているか否か、
- (六) ネットワークサービス提供者が同一ネットワーク利用者の重複する権利侵害行為に対して相応の合理的な措置を講じたか否か、
- (七) その他の関連要素。

第13条 ネットワークサービス提供者が権利者から手紙、ファックス、電子メール等の方式で提出された通知を受けても、速やかにリンクの削除、遮断、切断等の必要な措置を講じていない場合、人民法院は、当該提供者は関連侵害情報のネットワーク伝達権行為を明らかに知っているとして認定しなければならない。



## 質問事項

3. 会社公式サイト(HP)の著作権内容はどこまで著作権権利を有するか専門家のご見解を頂ければ幸いです
4. HP上の著作権について、HPに掲載する自社製品写真、性能グラフ、文章等の無断掲載も著作権侵害に該当するか、ご意見を頂ければ幸いです。

### (1) 要素

文章：文字作品

写真：写真作品

図画：美術作品

アイコン：性能Graph、機能性により著作権保護を受けない可能性あり、合併原則（merge）；意匠特許登録を取得する可能性があるが、ヒューマンコンピュータインタラクション及び製品機能との結合が求められる。

### (2) Webページ（webpage）全体

事例：瑞得v東方

原告である瑞得（集団）公司（以下「瑞得公司」という）はウェブサイト「瑞得オンライン」を設立し、長期にわたって運営しており、その経営過程において、瑞得公司是宜賓市翠屏区東方信息服务有限公司（以下「東方公司」という）のホームページの内容と「瑞得オンライン」のホームページの全体的なレイアウト、色彩、図案、コーナーの設置、コーナータイトル、文字内容、プルダウンメニューの運用等の面で非常に類似していることに気付いた。これにより、瑞得公司是著作権侵害を理由として東方公司を法院に訴え、係争の2つのウェブサイトの関連部分の実質的な類似を証明するための公証書を提供した。

被告は、自身が権利侵害で係争ウェブサイトの権利者であることを否定したほか、「原告のホームページに採用されているデザインレイアウトは原告の独創的なものではなく、当該ホームページの色彩、コーナーの設置、コーナータイトル、プルダウンメニュー等はいずれも公有領域の思想表現形式に属し、著作権法が著作物を保護するために有すべき独創性を備えておらず、原告はこれについて専有使用权を有しておらず、他人がそれと同様の表現方法を使用することを禁止する権利を有していない」と弁明した。

## 質問事項

3. 会社公式サイト(HP)の著作権内容はどこまで著作権権利を有するか専門家のご見解を頂ければ幸いです
4. HP上の著作権について、HPに掲載する自社製品写真、性能グラフ、文章等の無断掲載も著作権侵害に該当するか、ご意見を頂ければ幸いです。

### (2) Webページ (webpage) 全体

事例：瑞得v東方

一審判決：

1、原告のホームページに使用されている色、文字及び一部のアイコン等は既に公有領域にあるが、当該ホームページ上の色、文字、アイコンはデジタル化の方式で特定の組み合わせを行い、人に美的感覚を与えるものであり、客観的法則に基づいて客観的事実を簡単に配列するのではなく、一種の独特な構想の体現であり、独創性を備えている。また、関連内容は複製可能性と伝播可能性の特徴に合致している。

2、著作権法では、同一又は実質的に類似する著作物を異なる著作者が創作することが認められているが、そのような同一又は実質的に類似する著作物は、独立した創作思想及び創作活動の存在に基づくものでなければならない。本件の被告のホームページは、内容において原告のホームページと完全に一致するわけではないが、一部のアイコン、文字、色の組み合わせにおいて、例えば「最新推出」、「看中国搜索引擎」は、実質的な同一を構成している。法廷での審理の過程において、被告はこの部分の内容が自分が単独で創作して完成したか又は既に公有領域にあることを立証して証明していないので、原告のホームページから取ったものと見なすべきである。

二審：上訴棄却、原判決維持

## 質問事項

### (2) Webページ (webpage) 全体

コンピュータネットワーク著作権にかかわる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（廃止）

**第二条** 著作権法により保護される著作物には、著作権法第三条規定された各種著作物のデジタル化形式が含まれる。ネットワーク環境では著作権法第三条列挙された著作物の範囲に入れられないが、文学、芸術及び科学の分野において独創性を有し、かつ、ある有形の形式で複製することができるその他の知的創作成果については、人民法院は保護を与えるとする。

作品：独創性、一定の表現

形式要件は、著作権客体が形式的に安定して再現できることを確保し、さらに作品の文化的・知的価値を無差別に伝達できるようにすることを目的とする。ただし、伝達の形式的条件を満たした後、関連著作物が実質的に伝達の価値を有するか否かは、それが独創性を備えるか否かにかかっている。

Webページの構成要素には、色、メニュー、インターフェース、文字内容、アイコンなどが含まれる。その中で色は一般的に独創性を持ちにくい。そしてメニューとインターフェースは、ソフトウェアの著作権保護と同様に、機能性や表現の制限などの理由から、一般的に著作権を有しているわけではない。**テキストとアイコンは、独創性の条件を満たしている場合には、それ自体を著作権の客体とすることができる**が表示されるが、これはWebページ全体ではなく、Webページの一部にすぎない。

Webページ全体に著作権があるかどうかは上記に見る**構成要素の配列、組み合わせ**に独創性があるかどうか、それには「独」と「創」の両方が含まれる。

## (2) Webページ (webpage) 全体

瑞得事件：

「独」 著作権法では、同一又は実質的に類似した著作物を異なる著作者が創作することが認められるが、このような同一又は実質的に類似した著作物は、独立した創作活動に基づくものでなければならない。本件の被告は、自身が独自に創作した又は関連する内容が既に公有領域に入っていることを証明できなかつたため、相応の不利な結果を負担した。実際には、「独創」の問題を判断する際に、媒体の類似性などの問題も考慮される。

「創」 ホームページ上の色、文字、アイコンはデジタル化の方式で特定の組み合わせを行い、人に美的感覚を与えるものであり、客観的な法則に基づいて客観的な事実を単純に並べるのではなく、独特の発想を体現するものでなければならない。

結論：現在、多くの司法機関もWebページに対して**編集作品**の著作権保護を行う傾向がある。

## (2) Webページ (webpage) 全体

瑞得事件：

「独」 著作権法では、同一又は実質的に類似した著作物を異なる著作者が創作することが認められるが、このような同一又は実質的に類似した著作物は、独立した創作活動に基づくものでなければならない。本件の被告は、自身が独自に創作した又は関連する内容が既に公有領域に入っていることを証明できなかったため、相応の不利な結果を負担した。実際には、「独創」の問題を判断する際に、媒体の類似性などの問題も考慮される。

「創」 ホームページ上の色、文字、アイコンはデジタル化の方式で特定の組み合わせを行い、人に美的感覚を与えるものであり、客観的な法則に基づいて客観的な事実を単純に並べるのではなく、独特の発想を体现するものでなければならない。

結論：現在、多くの司法機関もWebページに対して**編集作品**の著作権保護を行う傾向がある。

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIにより生成された文章・画像等は、中国著作権法において保護されるのか。
- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

(1) **人工知能 (AI)** : 言語理解、推論、学習、計画、知的意思決定など、人間の知能をコンピュータシステムで実現する能力。コンピューターサイエンス、数学、心理学、認知科学、神経科学など多分野の学際的な学科である。人工知能技術は、コンピュータに人知の特徴のいくつかを持たせ、それによってコンピュータが人間の能力の範囲内の任務を遂行できるようにすることを目的としている。

(2) **人工知能 (AI)** は著作物の著作権者であってはならない

『著作権法』第3条によると、本法でいう著作物とは、文学、芸術及び科学分野において独創性を有し、かつ一定の形式で表現することができる知的成果をいう。

著作権法上保護される著作物は、独創性を有するだけでなく、**知的成果**であってはならない。知的成果とは**人間的**知的成果。『著作権法』第3条には、当該知的成果が人間の知的成果である必要があると明記されていないが、『著作権法』第2条によると、著作権者は自然人、法人、非法人組織、外国人又は無国籍者である必要があることがわかる。したがって、**人工知能 (AI)** は著作物の著作権者であってはならない。

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIにより生成された文章・画像等は、中国著作権法において保護されるのか。
- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

## 事例1：テンセントv上海盈訊科技

- ・原告が係争著作物はDreamwriterソフトウェアを利用して作成したものであると主張する。
- ・法院は、係争文章の生成プロセスの主な経緯については、データサービス、触発と執筆、インテリジェント校正及びインテリジェント発表の4つのステップと認定。本件において原告の制作チームは、データ入力、触発条件設定、テンプレート、コーパススタイルの取捨選択は、係争文章の特定の表現の間に直接的なつながりを持つ知的活動に該当する。生成プロセス全体を見ると、Dreamwriterソフトウェアの自動生成は、理由もなく、自意識も持っているわけではなく、その自動生成方式は原告の選択を反映していると、Dreamwriterソフトウェアという技術そのものの特性によるものである。
- ・係争文章の生成過程から分析すると、当該文章の表現形式は原告が創作者チーム関係者のカスタマイズされた配置と選択によって決定されたとされ、その表現形式が唯一ではなく、一定の独創性を有し、作品を構成すると。
- ・以上のように、法院は、創作者が素材を収集し、表現するテーマを決定し、作文のスタイル及び具体的な語句の形式は、原告の創作者チームが係争文章の生成のために行った関連の選択を表しており、人の知的活動を体現し、独創性があり、作品と構成する。次に、同作に関する著作権の帰属に対し、法院は、係争文章は原告が主宰する複数のチーム、複数の人が分業して形成された全体的な知的創作作品であり、全体的に原告の株式評価総説類の文章の掲載に対する需要及び意図を表しているので、法院は、係争文章が法人の著作物に属し、原告が著作権を有すると認定した。

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIにより生成された文章・画像等は、中国著作権法において保護されるのか。
- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

## ケース2：菲林v百度

- ・原告があるデータベースに「キーワード」を提出して検索し、「可視化」機能を応用して分析レポートを自動生成した。
- ・データベースが自動生成した分析レポートが著作物に該当するかどうかについて、法院は、自然人による創作完成は著作権法上の著作物の必要条件でなければならない。この分析レポートの生成において、二つの部分には自然人が主体として参加する。1つ目はソフトウェアの開発、2つ目はソフトウェアの使用。
- ・ソフトウェア開発者（所有者）は、需要に応じてキーワードを入力して検索していなく、この分析レポートは、ソフトウェア開発者（所有者）の思想や感情の独創的な表現を伝えていない。したがって、当該分析レポートがソフトウェアの開発者（所有者）によって作成されたものであると認定すべきではない。そしてソフトウェア使用者は検索のためにキーワードのみを提出し、「可視化」機能を使用し自動生成した分析報告もソフトウェア使用者の思想、感情の独創的な表現を伝えるものではないので、この分析報告も使用者が創作したと認定すべきではない。分析レポートはデータベースが、入力されたキーワードを用いてアルゴリズム、規則、テンプレートと結合して生成されるもので、このデータベースは、ある意味でこの分析レポートを「創作」していると考えられる。分析レポートは自然人が創作したものであるため、当該データベースの「創作」した分析レポートに独創性があったとしても、著作権法上の著作物ではない。
- ・以上のように、この事件において、法院は、使用者がこの分析レポートの中でキーワードのみを提出し、「可視化」機能を応用して自動生成された分析レポートは、ソフトウェア使用者の思想感情を伝える独創的な表現ではないため、当該分析レポートが使用者によって創作されたとは考えられず、したがって著作権法上の著作物ではない。なお、法院は、この分析レポートは著作権法上の著作物ではないと判断したものの、しかし、分析レポートは、ソフトウェア開発者（所有者）の労働とソフトウェア利用者の労働の両方を結集して生成され、伝達する価値があると考えられる。分析の結果、法院はこの分析レポートの関連する権益はソフトウェア使用者が享有しなければならない。



## 質問事項

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸いです。

- ・生成式AIにより生成された文章・画像等は、中国著作権法において保護されるのか。
- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

杭州西湖風景名勝区湖浜管理处



v.

北京中科水景科技有限公司



5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIにより生成された文章・画像等は、中国著作権法において保護されるのか。
- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

結論：

1、主体問題：現在の法律論理の枠組みで、人工知能が知能であればあるほど、生成する時の人の参加度は低くなり、その生成した内容はかえって作品になりにくくなるが、人工知能が知能であればあるほど、その生成した内容は作品の客観的な要求に合致する。

2.客体問題：独創性

生成物の性質、類型及び創作過程に基づき、人工知能による創作作品と一般的な作品との表現の効果、美的感覚及び価値への影響の違いを区別し、市場及び司法の個別案件を合わせて総合的に考慮する。

3、2019年9月18日、AIPPIロンドン世界知的財産会議で人工知能生成物の著作権問題に関する決議が採択された

- ・ AI（人工知能）の最終的な生産物（決議は中間生成物の著作権問題にかかわっていない）に対する保護を統一又は調整することが必要である、
- ・ AI生成物が著作権保護を得る前提：1つは人間介入；2つ目は人間の介入によって国内法で定められた独創性。
- ・ 保護されている内容：条件を満たすAI生成物の著作権保護は他の著作物と同じ特に財産権、人身権、保護期間、保護の例外と制限、原始的権利の帰属などの面で、隣接権保護はAI生成であるため除外されない。

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- 生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

## ChatGPTデータ訓練プロセス

- 収集：様々なソースから元のデータを収集。
- 前処理：後の処理と分析のために、元のデータをクレンジングして標準化する。
- ラベリングと抽出：データ・ラベリングを行い、ラベリングされたデータから特徴を抽出。
- モデル訓練：訓練データの分析と学習を行う。
- 結果生成：生成物を出力する。

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

## ChatGPTの訓練データベース

1つ目は、公有領域に由来する内容

2つ目は、契約を結ぶことで合法的にライセンスを受けた内容

3つ目は、許可されていない情報および内容。

「クローラー」技術を利用してネットワークのデータ及び内容を取得したり、データベースの内容や許可なくデジタル化した非電子データの内容取得したりする方式等。上述の方式で構築された訓練データベースは、著作権保護を受けたデータ及び内容の無許可使用に関わるため、当然著作権侵害のリスクを有する

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

- ・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

## ChatGPTの訓練データベース

- 1.データ内容の収集段階において、訓練データの使用は複製権侵害を構成する可能性がある。
- 2.データの前処理段階において、訓練データの使用は演繹権侵害を構成する可能性がある。
- 3.結果生成段階においても、訓練データの使用は伝達上の権利侵害を構成する可能性がある

5. ChatGPTのような生成式AIが注目を集めている中、以下の中国著作権法上の取り扱いについて、御教示いただけると幸甚です。

・生成式AIの学習段階において他者の著作物を利用することは、中国著作権法において問題となるのか。

合理的使用の問題

1. 『著作権法』第24条は12種類の合理的な使用状況を規定している。しかしながら、ChatGPTによる訓練データの使用は、この12の法定状況によって保護されることは困難である。

デジタル図書館事件

本件において、原告甲の著者は某書籍の著者及び著作権所有者である。被告乙社は、係争作品の紙版を入手し、係争書籍をスキャンした。その後、乙社はスキャンした図書の一部を傘下の検索エンジンに公開することで、インターネットユーザーが検索結果から係争作品の一部を見ることができるようにした。

合理的使用の判断：法院はまず、乙社の複製行為は『著作権法』（2010）第22条に規定された合理的使用行為に該当しないので、権利侵害を構成すると初步的に推定すべきであると指摘した。実際の司法実践において、法院はすでに一部の事例において、『著作権法』（2010）第22条の規定以外のその他の特殊な状況も合理的な使用を構成できると認定している。

係争の複製行為が『著作権法』（2010）第22条に規定されている以外の合理的使用の特殊な状況を構成するか否かをどのように判断するかについて、法院は以下の関連要素を総合的に考慮すると：(1)著作物の使用目的及び性質(2)著作権によって保護される著作物の性質(3)使用された部分の性質及びその作品全体における比率(4)被告の使用行為が原告の著作物の正常な使用に影響を与え、又は著作権者の合法的利益を不当に損害したか否か等。以上の要素を総合的に考慮した結果、法院は、本件において、乙社は上述の要素に対して関連事実証拠を提出できなかったため、**B社**の合理的使用に関する抗弁を却下し、その図書館の行為が権利侵害を構成すると判断した。

法院は、『著作権法』（2010）第22条に規定された具体的な状況以外で合理的な使用を認定する場合には、認定基準を厳しく把握しなければならないとされ、一方、被告は考慮要素における事実問題について挙証責任を負わなければならない。しかし、この事件において、被告**B社**はその係争行為が合理的な使用であることを十分に立証していないので、法院は最終的にその使用行為が権利侵害を構成すると推定した。

結論：現在の『著作権法』の関連規定によると、ChatGPTのデータマイニング行為は中国の法院により合理的使用と認定され難い、依然とし

# PART 1

事務所の概況

LAW FIRM PROFILE

TAHOTA   
泰和泰

2000

創立時期 (年)

25

支所機構

2900+

登録弁護士人数

3900+

スタッフ総人数

600+

パートナー

100+

博士学位の獲得者

1300+

修士学位の獲得者

50+

日本語弁護士チーム

300+

海外留学、業務経験者



# PART 1

事務所の概況

LAW FIRM PROFILE

TAHOTA  
泰和泰

8

中国弁護士事務所  
第8位

50

アジア弁護士事務所  
トップ50

200

全世界弁護士事務所  
トップ100

# PART 1

グローバルの支所配置

LAW FIRM PROFILE

TAHOTTA  
泰和泰



オール中国 21か所 海外事務所 7か所

(黄色く示された支所は設立中である)

# PART 2

リーガルサービス

LEGAL SERVICE

TAHOTA 泰和泰

# PART 2

リーガルサービス  
LEGAL SERVICE

TAHOTA  
泰和泰

専門分野

Professional Field

業種分野

Industry Field

業種入賞

Industry Awards

専門入賞

Professional Awards

典型事例

Classic Case

代表的顧客

Representative Customers

# PART 2

リーガルサービス  
LEGAL SERVICE



代表的顧客

- |               |           |             |
|---------------|-----------|-------------|
| • 中華人民共和国交通部  | • いすゞ自動車  | • 中国技術進出口集団 |
| • 資生堂(株)      | • 華為      | • 中国銀行      |
| • ブラザー工業(株)   | • テンセント   | • 中国工商銀行    |
| • 三越伊勢丹(株)    | • SOHU    | • 中国農業銀行    |
| • 万科集団        | • 中糧集団    | • 平安銀行      |
| • ENEOS 株式会社  | • 清華大学    | • 民生銀行      |
| • 日本たばこ産業株式会社 | • CHIVAS  | • フランス賽峰集団  |
| • サンデン株式会社    | • Martini | • John Deer |

# PART 3

## サービス提供モデル

SERVICE MODE

TAHOTA   
泰和泰

# PART 3

サービス提供モデル

SERVICE MODE

## サービス提供モデル 服务模式



### □ ワンストップ+チームワーク

- シニアパートナー
- リーガルアシスタント
- キャンセル
- 弁護士

### □ 地域を跨る法律センター

- 資本市場
- 税務
- 海事海商
- 政府と公共事務
- 環境資源とエネルギー
- 刑事コンプライアンス
- 家族財産管理

### □ 国際的なチーム

- ワシントン、シドニー、バンコク、香港、東京
- 英語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、フランス語等、多言語でリーガルサービスを提供
- 国内外の弁護士資格の所有者、留学、勤務経験者300名位

# PART 3

サービス提供モデル  
SERVICE MODE



## 社会的職務 社会职务

### □ 仲裁員

- 中国国際貿易委員会仲裁委員会
  - 上海仲裁委員会
- シンガポール仲裁委員会
- 海南国際仲裁委員会
- 韓国商事仲裁委員会
- ロンドン海事仲裁協会
- 珠海国際仲裁委員会等

### □ 全国弁護士会における職務

- 中華全国弁護士会副会長
- 北京市弁護士会副会長
- 陝西省弁護士会副会長
- 西安市弁護士会会長
- 深セン市弁護士会副会長
- 貴陽市弁護士会副会長
- 西寧市弁護士会副会長

• .....

### □ 兼任教授

- 清華大学
- 中国政法大学
- 華東政法大学
- 西南政法大学
- 首都経済貿易大学
- 西南財經大学
- 对外経済貿易大学

• .....



# PART 4

代表的案件

REPRESENTATIVE CASES



# PART 4

代表的案件

REPRESENTATIVE CASES



- ソニー社を代理して中国で初めての特許権行使に関連した独禁法違反事件の訴訟を被告側代理に参与した。
- 株式会社良品計画を代理し、無印良品商標行政訴訟に参加し、OEM生産に関わる商標的使用問題を明確化した。
- 日本の有名出版社である双葉社を代理し、最高人民法院、上海市高級人民法院、北京市第一中級人民法院などで、クレヨンしんちゃんの著作権侵害事件及び商標冒認登録シリーズ事件等の一連の訴訟に参加し、冒認登録に対する登録商標の取消審判、行政訴訟及び著作権侵害訴訟に勝訴して、日中両国で大きな反響を博した。
- パナソニック社を代理して同社の中国における意匠権侵害訴訟を提起し、勝訴した。この事件は、「2011年知的財産の日における知的財産典型事例」としてインターネットで生放送された。

# PART 4

代表的案件

REPRESENTATIVE CASES

- 日本石油企業を代理し、中国侵害者を相手取って北京市某人民法院において商標権侵害と不正競争侵害訴訟を提起し、商標権、商号権、ドメインネーム、有名商品の特有装飾(トレードドレス)侵害等、多方面に渡る侵害行為の差止及び当時法定賠償の最大額300万元の損害賠償と45万元以上の合理支出の勝訴判決を獲得した。同社を代理し、行政訴訟等を通じて同侵害者の冒認登録商標の無効と行政訴訟において勝訴し、合計8個の冒認登録商標を無効させた。(2019年)
- 日本有名な車田プロ社を代理し、「聖闘士星矢」の著作権と商標保護について中国、香港、マカオ、フィリピン、インドネシア、タイなどのアジア諸国・地域の保護戦略を策定、実施した。
- 大手エアコンメーカー、サンデン株式会社を代理し、中国サイバーセキュリティ法、個人情報保護法に係る諮問とコンプライアンスチェック関連業務を処理した。
- 大手エアコンメーカー、サンデン株式会社を代理し、タイ、インド、シンガポール、ベトナム、台湾等の国と地域における独禁、知財などのコンプライアンスチェック
- 複数の日本有名電気メーカー、コンピューターメーカーの依頼により、ライセンス契約を修正、完成した。

# PART 4

代表的案件

REPRESENTATIVE CASES



- 米国ソフトウェア企業Autodesk、Trimble社等を代理し、同社の著作権侵害訴訟を提起し、千萬元の賠償金を獲得した。
- 米国マイクロソフト社を代理し、武漢市中級人民法院において著作権侵害訴訟を提起し、侵害成立を認めさせ、580萬元の損害賠償金を勝訴判決で獲得した
- 欧州の有名大手エンジニアリング会社SANDVIKを代理し、営業秘密の行政、刑事責任訴追の実現に成功した。
- 米国の大手家庭用具メーカーTupperwareを代理しフランチャイズ契約違反紛争と不正競争訴訟を代理し、勝訴した。フランチャイズ商店における非許諾ブランド商品の販売が不正競争を構成した事例を作り出した。
- 米国ZIPPO社を代理し、中国において初めての立体商標登録を代理した。
- フランスのL'Oréal社を代理して、商標権利侵害と不正競争に関わる訴訟事件を数多く担当した。
- ヨーロッパの文房具企業の依頼により、税関知財保護事件の処理を数多く代理した。

# PART 4

## 代表的案件 REPRESENTATIVE CASES



- 2022年6月15日、本所が日本内容製品海外流通促進機構(CODA)の代理人として集英社、講談社、KADOKAWA、小学館の出版社4社の著作権侵害に対する行政申し立てについて、海賊サイト「漫画BANK」の運営者に16,409.52元の違法収益没収および30,000元の罰金の行政処罰を下した。本件は日本人向けの漫画の海賊サイトを運営する者に海外で行政処罰が下された初の事件で、日本放送協会(NHK)はこれに対して日本国内でテレビ放送を行った。

# PART 4

## 代表的案件 REPRESENTATIVE CASES



- 日本いすゞ自動車を代理し「ISUZU」商標の著名商標認定に成功
- 資生堂を代理し、「天資堂TISHEDO」冒認商標無効に勝訴
- ブラザー工業株式会社を代理し、拒絶行政訴訟に勝訴
- 株式会社三越伊勢丹を代理し、商標無効申告行政訴訟と拒絶不服訴訟に勝訴
- インタネット特許第一事件、インタネット特許ピンイン特許事件を代理
- 全国初めての飛行機模型著作権侵害事件に勝訴

## 日本語著作・論文

- 「中国知的財産法：法解説と実務ハンドブック」オーム社（2022年4月出版）  
[新着図書 | 知財図書館（知的財産研究所）（iip.or.jp）](#)  
[中国知的財産法：法解説と実務ハンドブック | 馮超, 光安徹 | 本 | 通販 | Amazon](#)
- 「著名商品の外観に対する中国不正競争防止法による保護について」日本弁理士会会誌パテント（2012年6月）
- 「OEMの商標権侵害問題に関する分析」日本弁理士会会誌パテント（2013年3月）
- 「「商標冒認出願問題に関する 調査研究報告書」日本貿易振興機構のご依頼により作成した（2014年）

## 英語著作・論文

- From Muji to Manolo, the unpicking of China's first to file system, *Managing IP*, August 2022 [From Muji to Manolo: unpicking China's first-to-file system | Managing Intellectual Property \(managingip.com\)](#)
- Analysis on Regulation regarding standard contract for outbound cross-border transfer of personal information, EU Commission Official website, July, 2022 [Analysis on Regulation on Standard Contract for Outbound Cross-Border Transfer of Personal Information \(europa.eu\)](#)
- Brief analysis on revision of PRC Anti-Monopoly Law and its implication, EU Commission Official website, June, 2022. [Brief Analysis on Revision of PRC Anti-Monopoly Law and its Implication \(europa.eu\)](#)
- Employee Inventions in China Chambers and Partners, November 2016, Chambers and Partners [Employee Inventions In China | Article | Chambers and Partners](#)
- The Application And Limits Of First-Sale Doctrine Against The Distribution Of Unauthorized Alteration Of Products *mondaq* February 2016
- Final draft of proposed PRC Copyright Law amendment released by NCAC, *North Carolina Bar Association Periodical*, May, 2014
- Better and Quicker Enforcement of Copyright in China, *Managing Intellectual Property*, March 2, 2013
- Light at the end of the tunnel: Zippo recognized as a well-known trademark, *Lexology*, April 11, 2013
- MAYBE Not: use of registered mark outside scope of protection is infringing, *International Law Office*, June 2012
- Setting Precedents in IP Law, *China Law and Practice*, June, 2012
- Case illustrates Application of Article 41(1) of PRC Trademark Law, *World Trademark Review*, March 7, 2012





ご清聴どうもありがとうございました！！！！

## PART 2

リーガルサービス  
LEGAL SERVICE

TAHOTA  
泰和泰

### 専門分野

- 会社ビジネス/M&A/破産清算
- 不動産/建築(インフラを含む)
- 銀行/金融/信託
- 証券上場/キャピタルマーケット
- 知的財産
- 政府と公共事務
- 労働雇用
- クロスボーダー業務
- 紛争解決国内外訴訟/仲裁
- ヘルスケア
- 海事海商
- 環境保全
- 鉱山エネルギー
- 婚姻家庭
- 文化とTMT
- 刑事弁護と刑事コンプライアンス

ス

## PART 2

リーガルサービス  
LEGAL SERVICE

TAHOTA  
泰和泰



- 不動産
- 工事資源
- 物流倉庫
- 金融機構
- ホテル、飲食産業
- 製造業
- 体育
- 航空
- PE
- 電信、媒体、インターネット
- 教育
- 農業と食品
- 医療健康
- 保険
- 軍事工業
- 消費品、小売り
- 交通運輸
- 政府事務
- 鉱業

## PART 2

リーガルサービス  
LEGAL SERVICE

TAHOTA  
泰和泰

### 入賞、ランキング

- 全国優秀法律事務所
- ALB 中国法律事務所トップ20
- ALB 高成長法律事務所 トップ30
- ALB アジアトップ50、中国トップ20の法律事務所
- ALB中国最優秀雇用者
- CHAMBERS 最優秀中国法律事務所
- CHAMBERS アジア一流ビジネス法律事務所
- LEGALBAND中国法律事務所トップ50
- 《The Lawyer》アジア地域 トップ100法律事務所
- 《商法》年度卓越法律事務所
- 《American lawyer》全世界トップ100の弁護士事務所
- 《The Lawyer》アジア地域発展10大法律事務所
- 《The Lawyer》中国エリート事務所トップ30



**馮 超**  
泰和泰(北京)法律事務所  
シニアパートナー 国際業務部主任

Charlesfeng@tahota.com

86-13910336970

日本語／英語／中国語

### 学歴

外交学院国際法学部を卒業、法学修士学位を取得  
米国デューク大学(DUKE University)大学卒業、法学修士学位(LLM)取得、IP Law Certificate取得

### 職歴

日本貿易振興機構(JETRO)、米国ベーカーアンドマッケンジー法律事務所、金杜律師事務所等で上級弁護士、上級顧問、パートナーを歴任した。商標権侵害事件、特許権侵害事件、特許無効審判事件、知的財産関連刑事事件、立体商標、著名商標、著作権、商業秘密及び不正競争訴訟等について、豊富な実務経験を有しており、多国籍企業の知的財産管理にも従事している。さらに、中国の知財実務につき、多数の論文を執筆、出版しており、知的財産関係訴訟等の現在の実務動向を十分に把握した上で、知的財産制度やその運用のあるべき姿についても見解を深めている。

最高人民法院知的財産権案例指導研究(北京)基地

中国版權協会

中国知識産権法学研究会

北京市弁護士会独禁法、不正競争防止法専門委員会

日本貿易振興機構コンテンツ研究会

INTA中国商標局委員会

専門家

常務理事

理事

委員

委員

メンバー

## PART 5 チーム紹介

## 入賞

2023年 MIPのIP Starにランクイン [Charles \(Chao\) Feng - China - Lawyer Profile | IP STARS](#)

2020年-2023年、連続的に権威的メディア「世界商標評論・World Trademark Review」に傑出訴訟弁護士（銀賞）と傑出非訴訟弁護士（銅賞）として評価された。 [Charles Feng - World Trademark Review](#)

2016-2023年連続的に 香港メディアLEGALBANDに傑出知的財産訴訟弁護士と傑出非訴訟弁護士として評価された。 [LEGALBAND - Your Trusted Guide to the Legal World](#)

2017-2023年、ASIA IP（アジア知的財産）雑誌に「中国トップ100人の知財専門家」として評価された。 [IP Experts: Asia's Leading Lawyers | Asia IP - Intellectual Property News and Analysis \(asiaiplaw.com\)](#)

2019-2023年、香港メディアLEGALBANDにサイバーセキュリティ優秀弁護士として評価された。 [LEGALBAND - Your Trusted Guide to the Legal World](#)

2015年10月に 英国Thomson Reuters 社傘下のALB 雑誌により、1000名以上の立候補中国知財弁護士より、トップ15知財弁護士の一名として選出された。

2018年 CHINA IP FORUMに「年度最優秀独占禁止弁護士」として評価された

## 代表的な取扱案件

- 化粧品、家電、通信、石油産業等における数百社の多国籍企業を代理し、中国における特許出願、商標登録と権利保護を担当
- 日本の有名出版社である双葉社を代理し、最高人民法院、上海市高級人民法院、北京市第一中級人民法院などで、クレヨンしんちゃんの著作権侵害事件及び商標冒認登録シリーズ事件等の一連の訴訟に参加し、冒認登録に対する登録商標の取消審判、行政訴訟及び著作権侵害訴訟に勝訴して、日中両国で大きな反響を博した。
- ソニー社を代理して中国で初めての特許権行使に関連した独禁法違反事件の訴訟を被告側代理に参加した。
- 日本最大の石油メーカを代理し、中国侵害者を相手取って北京知識産権人民法院、石景山区人民法院において商標権侵害と不正競争侵害訴訟を提起し、商標権、商号権、ドメインネーム、有名商品の特有装飾（トレードドレス）侵害等、多方面に渡る侵害行為の差止及び当時法定賠償の最大額300万元の損害賠償と45万元以上の合理支出の勝訴判決を獲得した。（2019年）
- 日系企業として商標権侵害を理由に初めての禁止令（行為保全令）の獲得に成功した（2019年）
- 日本最大の石油メーカを代理し、同社の有名商標「JOMO」と「矯馬」に係る冒認登録「JIAOMO」「JIAOVO」等8個の商標について無効申告及び行政訴訟で無効させることに成功した。（2019年）
- 日本の某大手電器メーカーを代理し、サイバーセキュリティと個人情報保護対策について相談を受け、中国、日本と欧州の関連法律に従い、サイバーセキュリティと個人情報保護について会社用のガイドラインと社内規定などの書類を起草した。
- 米国の大手家庭用具メーカーTupperwareを代理しフランチャイズ契約違反紛争と不正競争訴訟を代理し、中国15の人民法院において勝訴し、フランチャイズ店舗においてノンフランチャイズ商品の製造、販売行為が不正競争を構成したことを認めさせた、損害賠償50万元を獲得した。
- 複数回にわたって通信、自動車などの産業においてM&Aに係るデュデリを行った。

## • 代表的な取扱案件

米欧ソフトウェア企業Autodesk、Trimble社等を代理し、同社の著作権侵害訴訟を提起し、千萬元の賠償金を獲得した。

米国マイクロソフト社を代理し、武漢市中級人民法院において著作権侵害訴訟を提起し、侵害成立を認めさせ、580萬元の損害賠償金を勝訴判決で獲得した。

米欧ソフトウェア企業Trimble社を代理し、広州市知財法院および最高人民法院において、著作権侵害訴訟に勝訴し、証拠保全で押収された~~再~~ないソフトウェアについて悪意の挙証妨害を理由に侵害成立と損害賠償を認めさせた。

日本有名な車田プロ社を代理し、「聖闘士星矢」の著作権と商標保護について中国、香港、マカオ、フィリピン、インドネシア、タイなどのアジア諸国・地域の保護戦略を策定、実施した。

日本の有名電気メーカを代理し、中国、米国（テキサス州）、台湾、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、シンガポールにおける知的財産、独占禁止、個人情報保護等に係るコンプライアンスチェックおよびその資料作成を代理した。

日本の某大手電機メーカを代理し、韓国における特許ライセンス契約の起草

欧州の有名大手エンジニアリング会社SANDVIKを代理し、**営業秘密の刑事訴追の実現**に成功した。

パナソニック社を代理して同社の中国における意匠権侵害訴訟を提起し、勝訴した。この事件は、「2011年知的財産の日における知的財産典型事例」としてインターネットで生放送された。

複数の日本有名電気メーカー、コンピューターメーカーの依頼により、ライセンス契約を修正、完成した。

フランスのMAPED社を代理し、広東省高級人民法院における訴訟に参加し、形に基づく**意匠権**に色彩を加えることについて意匠権範囲の確定問題を明確化した。同件は2013年最高人民法院の50件典型事例として選ばれた。

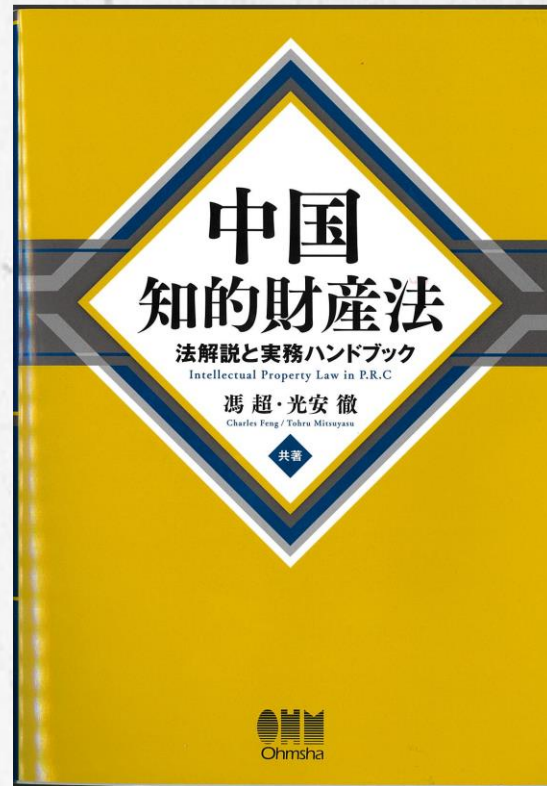
米国ZIPPO社を代理し、中国において初めての立体商標登録事件を代理した。

フランスのL'Oréal社を代理して、商標権利侵害と不正競争に関わる訴訟事件を数多く担当した。

ヨーロッパの文房具企業の依頼により、税関知財保護事件の処理を数多く代理した。



## 著作出版



2022年 オーム社 出版  
著者： 馮超 光安徹



2023年 日科技連社 出版  
著者 森康晃（編） 馮超 等（著）

TAHOTA   
泰和泰

## 執筆論文

日中米欧の有力法律雑誌に多くの書籍と論文を発行、発表している。

### 1. 日本語書籍・論文

「中国知的財産法：法解説と実務ハンドブック」オーム社（2022年4月出版）馮超 光安 徹 [新着図書](#) | [知財図書館（知的財産研究所）\(iip.or.jp\)](#)

### AI 時代の知的財産・イノベーション 森康晃、馮超等 [AI時代の知的財産・イノベーション](#)

「著名商品の外観に対する中国不正競争防止法による保護について」日本弁理士会会誌パテント（2012年6月）

「OEMの商標権侵害問題に関する分析」日本弁理士会会誌パテント（2013年3月）

「商標冒認出願問題に関する調査研究報告書」日本貿易振興機構のご依頼により作成した（2014年）

### 2. 中国語論文（一部）

《网络交易平台提供者在网上侵权产品交易中的法律责任》，《电子知识产权》，2012年9月；

《定牌加工商标侵权问题的分析与实证》，《电子知识产权》，2013年6月

執筆論文

英語論文（一部）



Brief Analysis on Measures for the Standard Contract for Outbound Transfer of Personal Information (europa.eu) **EU Commission Official website**, April, 2023 [Brief Analysis on Measures for the Standard Contract for Outbound Transfer of Personal Information \(europa.eu\)](#)

From Muji to Manolo, the unpicking of China's first to file system, **Managing IP**, August 2022 [From Muji to Manolo: unpicking China's first-to-file system | Managing Intellectual Property \(managingip.com\)](#)

Analysis on Regulation regarding standard contract for outbound cross-border transfer of personal information, EU Commission Official website, July, 2022 [Analysis on Regulation on Standard Contract for Outbound Cross-Border Transfer of Personal Information \(europa.eu\)](#)

Brief analysis on revision of PRC Anti-Monopoly Law and its implication, **EU Commission Official website**, June, 2022. [Brief Analysis on Revision of PRC Anti-Monopoly Law and its Implication \(europa.eu\)](#)

Employee Inventions in China Chambers and Partners, November 2016, **Chambers and Partners** [Employee Inventions In China | Article | Chambers and Partners](#)  
Final draft of proposed PRC Copyright Law amendment released by NCAC, North Carolina Bar Association Periodical, May, 2014

Better and Quicker Enforcement of Copyright in China, *Managing Intellectual Property*, March 2, 2013

Light at the end of the tunnel: Zippo recognized as a well-known trademark, *Lexology*, April 11, 2013

MAYBE Not: use of registered mark outside scope of protection is infringing, *International Law Office*, June 2012

Setting Precedents in IP Law, *China Law and Practice*, June, 2012

Case illustrates Application of Article 41(1) of PRC Trademark Law, *World Trademark Review*, March 7, 2012

## PART 5

### チーム紹介

#### 特別顧問 オブkanzセル

**氏名:** 森 康晃 (Mori Yasuaki) (もり やすあき)

**生年月:** 1954年1月2日

**性別:** 男

**職務:** 早稲田大学大学院創造理工学研究科経営デザイン専攻教授、  
早稲田大学創造理工学部社会文化領域教授

**学歴:**

1973年4月——1977年3月 早稲田大学政治経済学部 卒業 学士号取得

**職歴:**

1977年4月——1987年4月 通商産業省(現 経済産業省)事務官

1987年5月——1990年5月 外務省 在オランダ日本国一等書記官(経済担当)

1990年6月——1994年4月 通商産業省(現 経済産業省)基礎新素材対策室長

1994年5月——1996年4月 日中経済協会兼日中投資促進機構北京事務所長、在北京日本人商工会議所副会頭

1996年5月——2006年3月 貿易保険機構事務局長、アジア経済研究所次長、内閣府物価政策課長等を歴任、退官(2006年3月)

2006年4月——2022年10月 早稲田大学大学院創造理工学研究科経営デザイン専攻教授

2022年10月——現在 泰和泰法律事務所 特別顧問、早稲田大学創造理工学部社会文化領域教授



TAHOTA  
泰和泰

## PART 5

### チーム紹介

TAHOTA  
泰和泰

#### 程守泰 首席パートナー



法学博士

中華全国弁護士会副会長

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員

CHAMBERS傑出商事弁護士

アジア法律雑誌 (ALB) 中国最も影響力のあるとトップテン

弁護士

#### 張丹 弁護士



東京大学 法学政治学研究科法学修士

東京大学 法学政治学研究科博士課程修了

日系自動車サービスグループに対し、顧問弁護士としてリーガルサービスを提供し、またグループの中国各地M&A事業に対し、全過程法律サポートを提供

日系コンビニエンスストアに対し、顧問弁護士としてリーガルサービスを提供

日系建築設計会社の中国進出全過程をサポート、また顧問弁護士としてリーガルサービスを提供

## PART 5

### チーム紹介

TAHOTA  
泰和泰

**範 相玉 特許弁理士**

**専門分野 知財**

**職歴**

2008-2014 国家知識産権局審査官、審判官

2016-2018 集佳知識産権代理有限公司

2019-現在に至る 泰和泰法律事務所 パート



**藤雲龍 弁護士**

**専門分野 知財、商標**

**職歴**

2019-現在に至る 泰和泰法律事務所 パートナー

1992-2019 北京中瑞法律事務所 パートナー

1989-1992 国家知識産権局 処長



**程穎 弁護士**

**専門分野 知財、商標**

**職歴**

2015-現在に至る 泰和泰法律事務所 弁護士

2008-2015 キヤノン(中国)有限公司 知的財産権法務部副主任

2007-2008 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司



**周小偉 弁護士**

**専門分野 知財、著作権**

**職歴**

北京市新聞出版局(元北京市版權局)

泰和泰法律事務所



泰和泰（北京）法律事務所

シニアパートナー弁護士 兼 国際業務部主任

最高人民法院案例指導基地諮問専門家、中国版權協会常務理事

馮 超

+86-13910336970

Charlesfeng@tahota.com





# 講師紹介

## 泰和泰（北京）法律事務所

シニアパートナー・国際業務部主任 馮超弁護士(使用言語：日本語/英語/中国語)

馮超、シニア知的財産権とデータ保護の弁護士、泰和泰（北京）法律事務所国際業務部主任、シニアパートナー。馮弁護士は中国外交学院を卒業し、文学学士号と国際法学修士号を取得した後、米国デューク大学法学院を卒業し、法学修士号（LLM）を取得した。馮弁護士は仕事で中国語、英語、日本語を使用している。

過去20年間、馮弁護士は多くの涉外知的財産権出願事件、特許及び商標の権利確定及び権利侵害訴訟事件、知的財産権契約紛争事件、立体商標の権利確定及び権利侵害事件、馳名商標認定事件、著作権侵害事件、商業秘密侵害事件、反不正競争事件及び反独占事件を代理し、常に知的財産権取引契約の起草、交渉及び実行に参加してきた。馮弁護士はこのほか、企業にネットワークセキュリティやデータ保護に関する法的アドバイスを提供することも多い。

馮弁護士は、日本貿易振興機構、Baker&McKenzie LLP、King & Wood Mallesons法律事務所などの知名機関や法律事務所を経て、弁護士やパートナーなどを務めてきた。その代理した事件には、無印良品事件及びクレヨンしんちゃんの著作権侵害及び商標行政訴訟事件が含まれる。馮弁護士が代理した事件は、最高人民法院によって50件の典型事例（2013年）に選出されたこともある。馮弁護士が代理した有名日本企業の商標権侵害及び不正競争事件は、北京市の某法院で初の仮差し止め命令（2019年）を獲得した。馮弁護士の日本語専門書『中国知的財産法 法解説と実務のハンドブック』（2022年）と『AI時代の知的財産とイノベーション』（2023年）は、有名出版社のOHM社とから日科技連社 出版日本で出版された）。

馮弁護士はまた、最高人民法院案例指導基地のコンサルティング専門家を務めており、中国著作権協会、中国知的財産権法学研究会、欧州連合商工会議所、北京弁護士協会不正競争及び独占禁止委員会、国際商標協会（INTA）で理事又は専門家を務めている。





TAHOTA   
泰和泰



泰而不骄 和而不同  
EXCELLENCE PROFESSION VISION COOPERATION